

別表第1（第3条関係）

補助事業		補助事業者	補助対象経費
区分	内容		
空き家の購入	交付申請時点で、建築後25年以上経過し、かつ、空き家となってから90日以上経過した空き家の購入	当該空き家の購入後、3年以上居住する意思がある者	購入費
空き地の購入	空き地の購入（当該空き地への住宅の新築に係る工事請負契約の締結の手続を含む。）	当該空き地の購入後1年以内に住宅を新築し、3年以上居住する意思がある者	
空き家の賃借	交付申請時点で、建築後25年以上経過し、かつ、空き家となってから90日以上経過した空き家を賃借する事業	当該空き家の賃借をする移住者であって、1年以上居住する意思があるもの	賃借料（1年分）
空き家の解体	交付申請時点で、建築後25年以上経過し、かつ、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されてから6か月以上経過した空き家を解体する事業	当該空き家の所有者（相続人を含む。以下同じ。）	解体費
動産の廃棄	交付申請時点で、建築後25年以上経過し、かつ、空き家となってから90日以上経過した空き家に存する動産（一般廃棄物に限る。以下同じ。）を廃棄する事業	当該空き家の所有者	廃棄費

## 備考

- 1 空き家の購入又は空き家の賃借を行う補助事業者が、交付申請時点で子ども又は妊婦がいる世帯に属する者であって補助事業完了後に居住する住宅においてもその子ども又は妊婦と同一の世帯に属するもの（以下「子育て枠該当者」という。）である場合においては、空き家の購入又は空き家の賃借について「建築後25年以上経過し、かつ、空き家となってから90日以上経過した」とあるのは、「空き家となってから90日以上経過した」と読み替えて適用する。
- 2 空き家の解体及び動産の廃棄を行う場合にあつては、動産の廃棄について「空き家となってから90日以上」とあるのは、「弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されてから6か月以上」と読み替えて適用する。
- 3 補助対象経費には、租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料等並びに消費税及び地方消費税は含まない。

別表第2（第4条第1項関係）

補助事業	補助事業者	補助金の限度額
空き家の購入	一般枠該当者 (移住者を除く。)	400,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、500,000円）
	一般枠該当者(移住者に限る。)	500,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、600,000円）
	子育て枠該当者(移住者を除く。)	500,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、600,000円）
	子育て枠該当者(移住者に限る。)	600,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、700,000円）
空き地の購入	一般枠該当者(移住者を除く。)	200,000円（当該空き地が長期登録物件である場合にあっては、300,000円）
	一般枠該当者(移住者に限る。)	300,000円（当該空き地が長期登録物件である場合にあっては、400,000円）
	子育て枠該当者(移住者を除く。)	300,000円（当該空き地が長期登録物件である場合にあっては、400,000円）
	子育て枠該当者(移住者に限る。)	400,000円（当該空き地が長期登録物件である場合にあっては、500,000円）
空き家の賃借	一般枠該当者	100,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、200,000円）
	子育て枠該当者	200,000円（当該空き家が長期登録物件である場合にあっては、300,000円）
空き家の解体	-	国土交通大臣が定める標準除却費（補助事業を行う年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する除却工事費をいう。）に2分の1を乗じて得た額又は200,000円のいずれか少ない額
動産の廃棄	-	50,000円

備考 一般枠該当者とは、子育て枠該当者でない者をいう。

別表第3（第5条第2項関係）

補助事業	申請書に添付する書類
空き家の購入	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 空き家の売買契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類 (3) 空き家の位置図 (4) 空き家の写真 (5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等の写し） (6) 申請者及び同居者の住民票の写し（本籍地記載のもの） (7) 誓約書兼同意書（様式第3号） (8) 賃貸借関係がわかる契約書等の写し（現居住物件が戸建賃貸の場合に限る。） (9) 母子手帳の出産予定日と母親が確認できる部分の写し（申請者が子育て枠で申請する場合であって、かつ、子どものいない世帯に属する場合に限る。）
空き地の購入	(1) 空き家の購入を行う場合に申請書に添付する書類(1)～(9)と同じ (2) 空き地に新築する住宅の見積書の写し
空き家の賃借	(1) 空き家の購入を行う場合に申請書に添付する書類(1)及び(3)～(9)と同じ (2) 空き家の賃貸借契約書の案又は契約しようとする内容がわかる書類
空き家の解体	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 解体工事の見積書の写し (3) 空き家の位置図 (4) 空き家の写真 (5) 申請者の住民票の写し(本籍地記載のもの) (6) 誓約書兼同意書（様式第3号）
動産の廃棄	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 動産廃棄費用の見積書の写し (3) 空き家の位置図 (4) 空き家の写真（建物内部の写真を含む。） (5) 申請者の住民票の写し(本籍地記載のもの) (6) 誓約書兼同意書（様式第3号） (7) 空き家の売買契約又は賃貸借契約が成立する見込みであることを証する書類（空き家の解体を行う場合を除く。）

別表第4（第9条第2項関係）

補助事業	報告書に添付する書類
空き家の購入	(1) 空き家の売買契約書の写し (2) 土地・建物の登記事項全部証明書の写し（補助事業者へ所有権移転完了後のもの） (3) 空き家の売買代金の領収書の写し
空き地の購入	(1) 空き地の売買契約書の写し (2) 土地の登記事項全部証明書の写し（補助事業者へ所有権移転完了後のもの） (3) 空き地の売買代金の領収書の写し (4) 空き地に新築する住宅の工事請負契約書の写し
空き家の賃借	(1) 空き家の賃貸借契約書の写し
空き家の解体	(1) 工事請負契約書の写し (2) 工事代金の領収書の写し (3) 工事写真（解体前及び解体後の状況を撮影したもの）
動産の廃棄	(1) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（動産の廃棄と併せて空き家の解体を行った場合を除く。） (2) 委託契約書の写し (3) 委託代金の領収書の写し (4) 写真（搬出前及び搬出完了の状況を撮影したもの） (5) 工事写真（解体前及び解体後の状況を撮影したもの）（動産の廃棄と併せて空き家の解体を行った場合に限る。）

別表第5（第11条第4項関係）

補助事業の区分	居住開始日からの経過期間	返還する額
空き家の購入 空き地の購入	1年未満	補助金交付額の100%
	1年以上2年未満	補助金交付額の66%
	2年以上3年未満	補助金交付額の33%
	3年以上	返還なし
空き家の賃借	1年未満	補助金交付額の100%
	1年以上	返還なし

備考 返還する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。